

法人コード	A012863
法人名	公益社団法人日本プロゴルフ協会

平成26年11月28日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

公益社団法人日本プロゴルフ協会
会長 倉本 昌弘



勧告に係る措置状況報告書

平成26年4月1日（府益担第1444号）をもって勧告を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、報告します。

担当者	
氏名	根本 修一
電話番号	03-5472-5585
電子メールアドレス	nemoto@pga.or.jp

(別紙)

法人コード	A012863
法人名	公益社団法人日本プロゴルフ協会

勧告に係る措置状況

1 体制の整備

(1) コンプライアンス委員会の設置

本年3月24日の理事会において、新たに設置したコンプライアンス委員会の活動状況については、設置後、4月21日、5月15日、6月11日、7月9日、9月25日及び11月18日に会議を実施した。

(2) 各地区にコンプライアンス担当責任者を設置

本年10月、PGAと会員とのコンプライアンス問題についての意思疎通を図るため、14地区のすべてに地区選出の代議員の中から1ないし2名のコンプライアンス責任者を新たに設置した。PGAのコンプライアンス委員会との連絡窓口になるとともに、暴力団排除に関する専門的知識の涵養に努め、各地区における会員の暴排意識の向上を図るための諸施策を実施し、また、会員のコンプライアンス問題の相談に乗るなどの責務を有するものである。彼らは、既に、暴力団対策法上の不当要求防止責任者として、関係の警察署に届け出ている。今後、順次、不当要求防止責任者講習会を受講する予定である(別添1)。

(3) 警察、全国暴力追放運動推進センター等との連携

全国暴力追放運動推進センターとの連携を強化するため、7月に全国暴力追放運動推進センターに協力会員への入会申し込みを行い、8月に正式に入会の承認を受けた。これにより、暴追センターが有する各種の反社会的勢力に関する情報を利用することができるようになり、既に、当法人の新規契約先や、PGA119番に通報のあった情報に対しての照会等を行っている。また、コンプライアンス案件について、関係警察に具体的な情報提供を求めるほか、警察庁に対し、ゴルフ場暴排等の暴力団排除施策の推進について協力を求めるなど、コンプライアンス委員の経歴を生かした警察との協力体制が構築されている。

2 代議員、理事等の意識向上

(1) 理事等の責任の明確化

昨年の不祥事に関する理事らの責任について、「理事に選任された以上、非常勤で無報酬とはいえ法人のガバナンスを担う者として、他の理事の監督体制を構築すべき義務がないということとはできない。会長、副会長以外の当時の理事についても戒告程度の処分を検討する余地はある。」との第三者委員会の指摘を踏まえ、7月14日の定例理事会において、前期から引き続き理事にある者(会員理事のみ)に対して戒告の懲戒を課すこと、また、前期から引き続き在職している理事・監事については、本事案に関する反省を書面にして会長あて提出することを決議した。

なお、会員理事に対して戒告の懲戒を科したことについては、会報誌に公告として掲載した(別添2)。

(2) 代議員からの「確約書」及び「誓約書」の徴収

本年5月に理事を除く代議員全員については、反社会的勢力との交際がないことを確約し、代議員就任後に反社会的勢力との交際が発覚した場合には退会または除名の処分を受けても異議を申しでない旨の確約書及び誓約書を徴収した（理事及び監事については、本年2月の理事就任時に同様の確約書及び誓約書を徴収している。）。

(3) 臨時社員総会における説明

7月14日に開催した臨時社員総会において、竹花コンプライアンス委員長より公益認定等委員会からの勧告の内容、PGAの対応等について説明するとともに、深澤監事より暴力団排除マニュアルの説明を行った。

(4) コンプライアンス委員会と地区代議員との面談の実施

コンプライアンス委員会の委員が各地区を訪問し、代議員との意見交換の場を持つこととし、現時点で4地区の代議員との面談が終了しており、残りの10地区については12月～1月にかけて実施する暴力団排除セミナーに併せて実施する予定である。

(5) 暴力団排除セミナーの受講義務化

会員向けの暴力団排除セミナーを12月から1月にかけて全国で10回開催する（別添3）。

コンプライアンス委員が講師となり、開催地の都道府県警察と暴追センターの協力を仰いで、暴力団対策法に基づく「不当要求防止責任者講習会」と同等の内容を盛り込み、受講した会員には本法人として「受講修了書」を発行する。

なお、本セミナーには会員理事及び代議員ならびに事務局の幹部には受講を義務付けている。（不当要求防止責任者講習会受講者は除く）

また、会長及び事務局長ならびに事務局コンプライアンス担当者を本法人の不当要求防止責任者として選任し、全員が既に本年7月2日に不当要求防止責任者講習会を受講し、受講修了書を受け取っている。

(6) 役員等に対するゴルフプレー同伴者の申告義務化

全ての役員（理事、監事）及び参与、顧問弁護士、事務局幹部に対して、本年8月以降の競技等を除く全てのゴルフプレー（ラウンドレッスンを含む）について、プレー日、コース名及び同伴競技者の氏名をコンプライアンス担当事務局に毎月報告することを義務付けた（別添4）。これは、第三者委員会の意見を受け入れたもので、これまで順調に報告を受けている。

3 会員の意識向上

(1) 会員との直接対話

会員に対する研修等の機会をとらえて、会長または理事が各会場を訪問し、これまでに合計1,875名の会員に対して、昨年の不祥事、公益認定等委員会からの勧告の内容等の説明を行うとともに、暴力団排除の徹底、PGA119番の活用等を訴えた（別添5）。

(2) 新規入会者からの「表明確約」と「誓約書」の徴収

新規入会者には、入会時に反社会的勢力との交際がないことなどの「表明確約」と、反社会的勢力との交際の事実が判明した場合は退会や除名となっても異議は唱えない旨の「誓約書」を提出させている（別添6）。

更に、12月に実施する入会セミナーにおいて、当法人の参与（コンプライアンス委員）による暴力団排除に関する講習を実施するが、昨年までの1コマ（50分）から2コマに時間を増やし、暴力団排除マニュアルの説明等も行う予定である（別添7）。

- (3) 既存会員からの「表明確約」と「誓約書」の徴収
既存会員に上記「表明確約」と「誓約書」を提出させることについては、2016年から導入予定の会員資格更新制度の運用過程で、実施することとしている。
- (4) 暴力団排除セミナーの実施
会員向けに当法人独自で暴力団排除セミナーを、12月から1月にかけて全国で10回開催する。(別紙2)
セミナーの内容は、開催地の都道府県警察と県暴追センターの協力を仰いで「不当要求防止責任者講習会」と同等の内容とし、受講した会員には本法人として「受講修了書」を発行する。
- (5) コンプライアンス委員長通信の発信
第三者委員化界の提言や本法人が実施する暴排の施策等について、コンプライアンス委員長が分かりやすく解説したものを「コンプライアンス委員長通信」として、公式ホームページに掲載するとともに、会報誌にも掲載した(別添8)
コンプライアンス委員長通信は現時点で第5号となっており、今後も適宜掲載していくこととしている。
- (6) 暴力団がプロに近づく理由の検証と発信
「暴力団がプロに近づく理由」の検証については、現在、検討を進めており、検討作業終了後に、その内容をコンプライアンス委員長通信にて会員に告知して注意を呼びかけることとしている。

4 排除方策の推進

- (1) コンプライアンス相談・通報窓口「PGA119番」の設置
5月19日から運用を開始したコンプライアンス相談・通報窓口「PGA119番」については、運用開始から10件の相談・通報があった。
その内訳は、会員からの相談が8件、一般からの通報が2件となっており、通報についてはコンプライアンス委員会で事実関係を調査の上対応をしている(別添9。なお、1件は現在も調査中)。
- (2) 暴力団排除マニュアルの作成と配布
5月19日の理事会において決定した暴力団排除マニュアルは、当法人の公式ホームページ内の会員ページに掲載すると共に、6月に全会員に配布した(別添10)。
更に、7月14日に開催した臨時社員総会において出席した社員(代議員)に対してその内容の説明を行った。
- (3) PGAの事業契約全般からの暴力団排除への取り組み
本法人事業契約全般からの暴力団排除への取り組みとして、現在、本法人が契約を締結する場合、その契約書に暴排条項が含まれているかを確認の上、契約を締結している。
更に、新規契約先については、民間の信用調査会社に信用調査を依頼すると共に、会社名や役員について、暴追センターからいただいた反社データとの照会を行い、必要があれば参与を通じて警察などにも照会を行っている。
- (4) 資格認定要件の見直し
「資格認定事業に関して暴力団排除条項を導入し、暴力団員等との交際が発覚した場合には除名ないし退会処分とするべきである」との第三者委員会の提言については、入会の際には反社会的勢力との交際がないことの表明確約と、反社会勢力との交際が

発覚した場合には会員資格の一時停止または除名とされても異議を唱えない旨の誓約書を提出しなければならないこと、ならびに入会後に反社会的勢力と交際していた事実が発覚した場合には入会が取り消される旨を入会及び退会の規程に新たに明記した。

また、入会後に反社会的勢力と交際した場合には、会員資格の一時停止または除名とする旨を倫理規程の中に明記した。

(5) ゴルフ場暴排の促進

先般の当協会幹部らによる不祥事がゴルフ場を舞台として発生していることから、ゴルフ場からの暴力団排除に向けて、当協会としても本格的に取り組み始めたところである。最終的には、本法人が競技等を実施するゴルフ場については、事前に暴排に対する取り組みを確認し、原則として受付の際にビジターに対して暴力団関係者でないことの確認を取っているコースとしたいと考えている。

現状では、日本ゴルフ場経営者協会の役員と話し合いでは、ゴルフ場暴排の状況を確認したところ、ほぼ全てのゴルフ場が各地の暴排協議会等に加盟し、暴排の意思は示しているものの、来場者からの表明確約の取得については、様々な理由から現状では表明確約を取っているゴルフ場は全体の2～3割程度ではないかとの話があったこともあり、当法人としてどのようにゴルフ場暴排を推進する手助けができるか、現在警察庁とも連携して、様々な手法を講じて全体の流れを築く方針である。

PGA会員の主な職場である練習場についても、ゴルフ場暴排への道筋がついた段階で、その手法などを踏まえて練習場連盟と暴排に関する話し合いの場を持っていくこととする。

(6) アマチュアからの金銭の授受に関する通達

アマチュアから直接金銭を受領する場合は、「レッスン料」や「ラウンドの謝礼」などとして金銭の主旨を明確にすること、ならびに法律に抵触するような行為または、そうと疑われるような行為をしてはならないことの会長名の通達を、7月に当法人の公式ホームページ内の会員ページに掲載するとともに、8月に全会員に送付した（別添11）

(7) 具体的な案件処理

(1) 記載の案件以外にも、会員の入会、会員の不祥事、主催競技の会場となるゴルフ場等に関するコンプライアンス上の調査を警察等の協力を得て、丁寧に行っている。

5 その他

(1) 各種規程の整備

7月14日に開催した定例理事会ならびに臨時社員総会において、以下のとおり諸規程の改定を行った（別添12）

ア 役員等の選挙規程

- ・ 会員倫理規程に違反して会員資格の一時停止の処分を受けた者は理事の被選挙権がなくなることを新たに規定。
- ・ 代議員に立候補する者は会員倫理規程に違反する事実が無いことを誓約しなければならないことを新たに規定。

イ 会員倫理規程

- ・ 懲戒の種類を現行の6種類から定款に合わせて3種類（戒告、会員資格の一時

停止、除名)とする(第15条第1項)。

- ・ 除名について定義する条項を追加(第15条第2項)。
- ・ 会員資格の一時停止の期間は3ヶ月から10年とし、違反の程度、当事者の本協会における立場、事案の内外への影響等を勘案して期間を特定して示すこととする(第15条第3項)。
- ・ 会員資格の一時停止の懲罰を受けた者の会費納入義務を追加(第15条第4項)。
- ・ 反社会的勢力と交際した場合の懲戒基準を定める(第16条)。

ウ 正会員の入会及び退会規程

- ・ P G Aへの入会に際しては反社会的勢力との交際がないことを表明確約するとともに、入会后、反社会的勢力と交際しないなど会員倫理規程を遵守する誓約書の提出を義務づける(第2条第2項)。
- ・ 入会以前に反社会的勢力と交際していた事実が入会後に発覚した場合は入会が取り消されることを規定(第2条第3項)。
- ・ 倫理規程の改定により退会処分がなくなることを踏まえ、規程に定める退会は自主退会であることを明記するとともに、再入会についても自主退会者からのものについてのみ規定する(第3条及び第4条)。
- ・ 会員資格の一時停止処分を受けた者が停止期間を満了した場合の取り扱いについて新たに規定する(第5条)。
- ・ 上記変更に伴い、現時点で退会処分を受けている者の取り扱いについて経過措置として定める(第6条)。

エ 懲罰手続規則

- ・ 懲罰諮問委員会の委員構成を変更するとともに、委員長を顧問弁護士とし、副委員長はコンプライアンス委員長とする(第4条)。
- ・ 懲罰諮問委員会は、会長または理事会が必要と認めた時に開催する(第6条)。
- ・ 懲罰諮問委員会の議事録は理事会を除いて非公開とする(第11条)。

(2) 組織力強化方策の検討

ア 支部の設置の検討

現在14地区に分かれて地区研修会等の名称で任意団体が活動しているが、その活動実態は当協会定款第4条に記載する事業がほとんどであること、P G Aの求心力を強化することが不祥事防止上有効であること等から、新たに定める地区にそれぞれP G A支部を設置することを検討している。今後、代議員等との議論を進め、早ければ2016年2月の総会において支部の設置にこぎつけることを念頭に作業を進めたい。

イ 財政基盤の確立

P G A主催競技で多額の赤字が見込まれることなどを考慮し、公益法人であることを活かした寄付金の募集など新規の財政強化策を成功させるべく、現在検討中である。財政基盤が強化することにより、公益活動をより充実することができるとともに、P G A全体の活性化にも寄与するものと期待している。

以上